# 近郊緑地保全区域検討対象地域(三富新田)

### 背景・目的

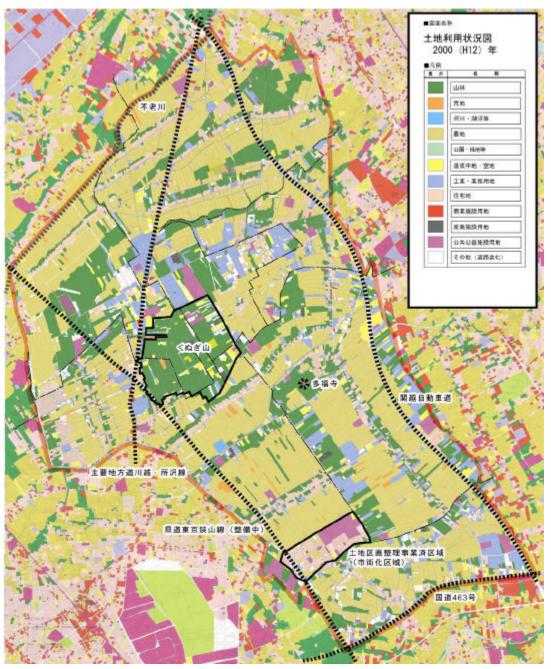
三富新田地域は、平地林 - 農地 - 屋敷林が相互に不可分な関係性を持った首都圏レベルでみても貴重な大規模緑地空間であるが、これまで断片的かつ蚕食的に緑地が減少してきており、今後とも更に進行していくことが懸念される。

そのため、緑地保全施策、農業保全・振興施策、都市計画施策、 文化財保護施策など、それぞれ単独制度ではカバーし得ない、平地 林 - 農地 - 屋敷林の緑地的環境を三位一体で保全するため、首都圏 近郊緑地保全区域に指定することにより、保全の必要性と目標像を 明示し、地域一体的に緑地の保全を図っていくことを目的とする。

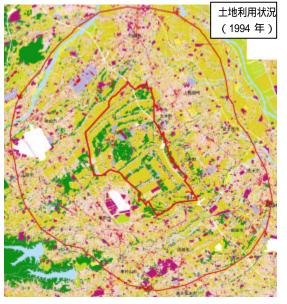
### 地域の概要

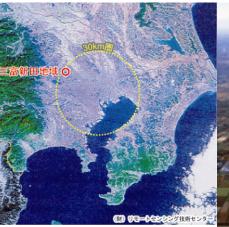
位置	埼玉県(川越市、狭山市、所沢市、大井町、三芳町)
面積	総面積3,200ha(デジタル面測結果3,222ha)
	埼玉県川越市 834ha、狭山市 428ha、
	所沢市1,055ha、大井町 209ha、三芳町 696ha
细木祭田	この地域の自然環境の特徴である地割景観が今なお残
調査範囲 - 右図参照 -	された県指定旧跡を中心とした地域(南北方向は約
- 石凶参照 -	  9km、東西方向は約7.5kmの範囲)。













三富新田地域の位置

空撮写真でみる三富新田地域の地割景観

## 地域の特徴

#### 自然環境の特徴

平地林 - 農地 (畑) - 屋敷林 (宅地)が一体となった短冊形の地割から 構成される地域環境の骨格は、江戸時代に原野を開拓・整備した歴史的 価値の高い緑地である。

開拓から現在までの300年間に わたり首都圏有数の野菜生産地 であり、農業経営による環境管 理基盤を維持している。

平地林の落葉の堆肥化と、その 農地への利用は、循環型社会を 指向する近年の社会動向の中、 循環型農業の貴重なモデルとし て高く評価されている。

また、短冊形地割を構成する平 地林のほかに、地域北部には大 規模な樹林地がまとまって残さ れている。



地割と循環型農業の模式図 「三富新田とその周辺」「三富地域の農業」パンフレット

#### 景観

地域面積の7割が平地林と農地で占められ、独特の地割景観とあわせ、 武蔵野の面影を今なお色濃くとどめている。

#### 生物多様性

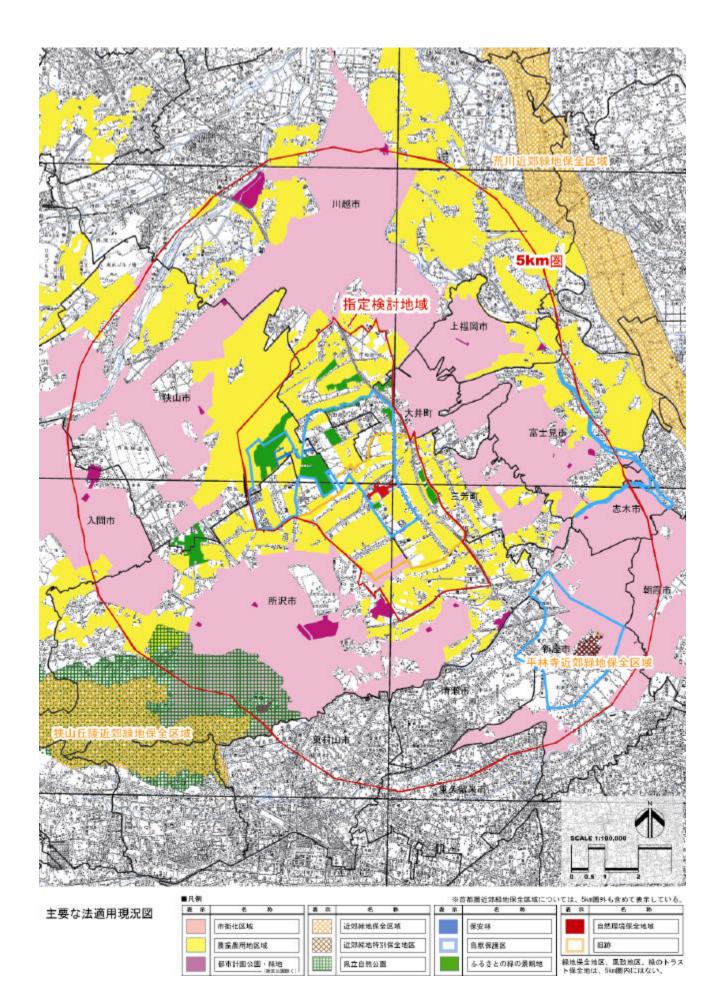
約300年間の農業の営みによって、二次的自然環境が維持され、里地里 山生態系を代表する豊かな動植物が生育生息し、生物多様性保全の場と して高い拠点性を有している。

#### 人と自然とのふれあいの場

このような地域の空間構造・基盤を今に残す、歴史的・文化的観点から も貴重な地域であり、市民の農業や身近な自然、郷土の歴史・文化等と のふれあいの場として潜在的な高い可能性を有している。

### 地域の現況





# 緑地の評価

検討対象地域の評価は、首都圏近郊緑地保全法の趣旨をふまえ、広域的観点から、A.良好な自然環境の 形成、B.住民の健全な心身の保持及び増進への寄与、C.公害もしくは災害の防止効果、D.市街化のおそれ(状況)の視点で評価を行った。

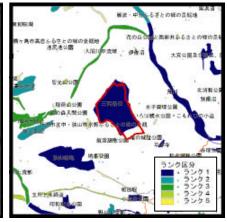
評価の視点	評価内容		
A.良好な自然環境の形成	・農地と大規模な樹林地からなる二次的自然環境から成り立っており、生物多様性保全の場提供機能として、首都30km圏でみると重要な地域である。 ・自然環境総点検の評価では「生物多様性保全の場提供機能」(生物出現率)として5段階中ランク2~3となっている。		
B . 住民の健全な心身の保 持及び増進への寄与	<ul> <li>・地域内には自然環境と一体となった史跡・文化財(県指定旧跡、多福寺等)が数多く存在し、首都圏の人々に身近で大規模な自然とのふれあいの場、景観の場を提供している。</li> <li>・自然環境総点検の評価では、「人と自然とのふれあいの場提供機能」(誘致圏人口)として5段階中ランク1、「良好な景観提供機能」としてランク2となっている。</li> </ul>		
C . 公害若しくは災害の防 止効果	<ul> <li>・地域の 63%以上が農地や樹林地の自然地盤であり、浸透能や貯留量などの水環境保全機能が高い。</li> <li>・周囲を市街地に囲まれた状態で、良好な自然環境が面的まとまりを持って残されていることから、微気象調整機能、騒音緩和機能、温暖化防止機能、有機性廃棄物分解機能等の都市型公害の防止・緩和に大きく寄与している。</li> <li>・自然環境総点検の評価では、「都市環境負荷調節機能」(浸透能又は貯留量)として5段階中ランク1~2となっている。</li> </ul>		
D.市街化のおそれ	・当該地域周辺の既存市街地から市街化が拡大している。また、地域内でも個々は小規模ながら多くの都市的土地利用の蚕食が顕在化している等、将来に向けて市街化のおそれが大きい地域である。		

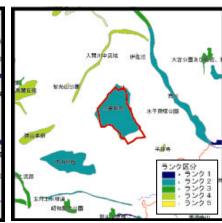
# 首都圏近郊緑地保全法の趣旨

良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有すこと。(第二条 定義) A 住民の健全な心身の保持及び増進の効果が著しいこと。(第三条 指定要件) B 公害若しくは災害の防止の効果が著しいこと。(第三条 指定要件) C 無秩序な市街地化のおそれが大きいこと。(第三条 指定要件) D

### 自然環境の評価(首都圏における保全すべき自然環境の総点検より)







生物多様性保全の場提供機能

ランク	生物出現率			
1	50%以上			
2	40~50%以上			
3	25~40%以上			
4	10~25%以上			
5	10%未満			

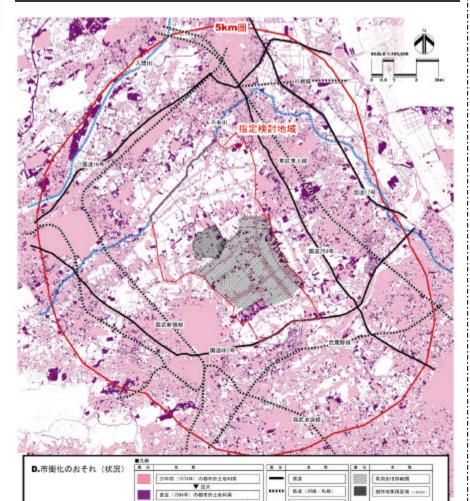
ふれあいの場提供機能

ランク	誘致圏人口		
1	1000 万人以上		
2	500万~1000万人		
3	50万~500万人		
4	10 万~50 万人		
5	10 万人以下		

良好な景観提供機能

ランク	誘致圏人口		
1	20 万人以上		
2	10 万~20 万人		
3	5万~10万人		
4	1万~5万人		
5	1万人未満		

### 市街化のおそれ(都市的土地利用の変化)





関越自動車道による 自然環境の分断

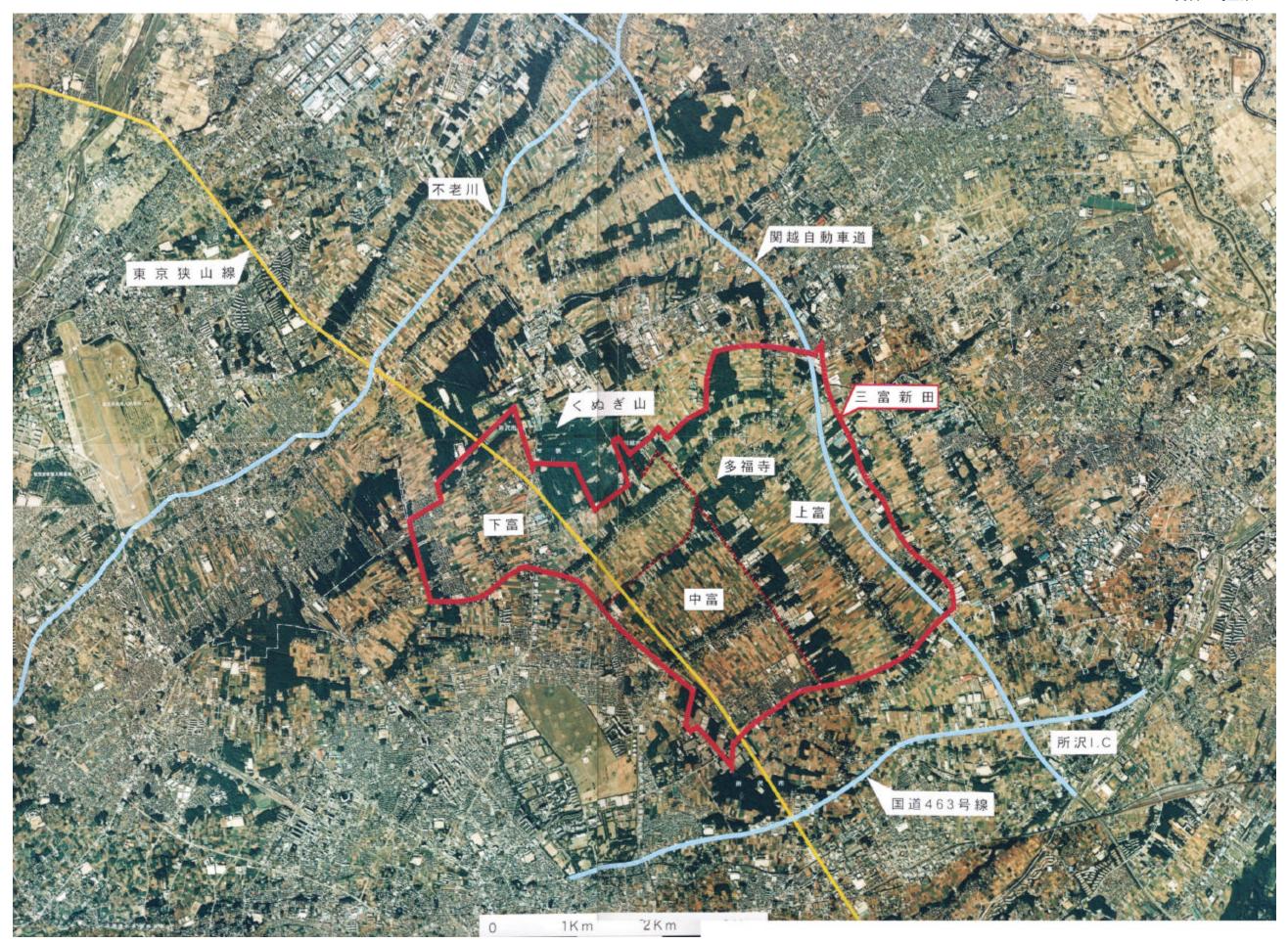


地域内の都市的土地利用 (市街化区域)の状況



東京狭山線の整備

航空写真(平成7年) <sub>資料:埼玉県</sub>



	第八回国土審議会首都圏整備分科会